

■電子調達システム（政府電子調達（GEPS））の利用開始について

防衛大学校では、「電子調達システム（政府電子調達（GEPS））」を利用して調達を実施する取組を進めております。

電子調達システムとは、総務省が運用し政府機関（府省等）が共同利用するシステムで、政府が行う「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手続きをインターネット経由で電子的に行うことができるシステムです。本システムを利用することで、入札だけでなく、契約や納入検査、請求までの一連の調達業務を電子的に処理できるようになります。電子調達システムは、総務省の運営するポータルサイト「政府電子調達（GEPS）」からご利用いただけます。

■電子調達システム利用のメリット

電子調達システムを利用することにより、以下のようなメリットがあります。積極的なご利用をお願い致します。

詳細はこちらをご覧ください。

(<https://www.geps.go.jp/introduction>)

- ・調達手続きに係る一連の業務がインターネット経由で電子的に処理できるため、調達窓口への移動に係る交通費や各種書類を郵送する際の郵送費、書類の保管費などのコスト削減が可能。
- ・電子調達システム上で締結される契約書については、電磁的記録により作成されたものであり、実際に文書が作成されていないことから、印紙税法上の課税物件が存在しないことになり、印紙税が課されない。
- ・契約書等の書類については、電子署名とタイムスタンプ（時刻証明）を組み合わせることで、原本性を保証した上で電子調達システム上に保管され、その真正性は10年以上保証される。これらの契約書等の書類は、必要なときに電子調達システムにアクセスすることで、いつでも参照することが可能。
- ・利用期間の調達案件であれば、統一化された同一の操作で入札・契約業務等が可能。さらに、府省等ごとに利用者登録を行う必要がなくなるなど、業務の効率化や利便性の向上が図れる。
- ・24時間365日いつでも利用可能（システムメンテナンス時を除く）。

■電子調達システムの利用開始方法について

電子調達システムを利用するためには、電子証明書の取得、端末の環境設定、利用者登録等の準備が必要です。詳細はこちらをご覧ください。

(https://www.geps.go.jp/how_to_use)

なお、システムの利用権限は、政府機関の入札への統一参加資格を有しており、代表者名義などの電子証明書を保有する事業者の方が、電子調達システムの利用者登録を行った場合に付与されます。

-

※電子調達システムの利用者登録を行っても、紙で見積書や入札書、請求書を提出いただくことは可能です。

■システム利用権限を持たない場合の調達参加方法

電子調達システムを利用した調達では、システム利用権限がなくても、公示情報のほか、仕様書等の調達関係書類のダウンロードを行うことができます。(連絡先としてメールアドレス等の登録は必須)

電子調達システムを利用した調達では、仕様書などの調達に必要な書類は WEB（電子調達システム）からダウンロードし、入札書の提出は紙により、調達機関の定める方法でご提出ください。その場合、契約書は紙で作成し、請求書も紙で提出いただけます。

■調達情報や開札結果を閲覧したい方へ

調達公告公示や開札結果の閲覧はこちらから行うことができます。

(<https://www.geps.go.jp/>)

お問い合わせ先

- ・電子調達システム操作等のお問い合わせ

電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-014-889（受付時間は 8：30 から 18：30 まで。ただし、国民の祝日・休日、12 月 29 日から 1 月 3 日までの年末年始を除く。）

Fax 017-731-3178

政府電子調達（G E P S）(<https://www.geps.go.jp/>)

- ・調達案件についてのお問い合わせ

防衛大学校 総務部会計課経理室調達係

〒239-8686

神奈川県横須賀市走水 1-10-20

TEL 046-841-3810（代表）内線 2054 又は 2055